

2020年1月17日（金）

第24回 総理主催「桜を見る会」追及本部  
省庁出席者

■内閣府

大臣官房総務課長  
大臣官房公文書管理課長

酒田 元洋  
富永 健嗣

■内閣官房

内閣総務官室内閣参事官

中井 亨

※内閣府に人事課長・大臣官房情報化推進室長の出席を要求しましたが、拒否されました。

内閣府御中

第 23 回 総理主催「桜を見る会」追及本部ヒアリング質問項目

1月16日に開始致します、第23回 総理主催「桜を見る会」追及本部ヒアリングにおいて、以下の点についてご回答ください。

- 1、最近7年間、桜を見る会の飲食を受注した会社に対し、2015年と2017年は、複数入札になることや、予定価格を事前に伝えたか、否か。
- 2、2012年の桜を見る会から、2013年の桜を見る会に変わった時に、内閣府の担当者は全員が入れ替わったのか、残った人はいたのか。
- 3、2012年から2013年に内閣府人事課参事官だったのは笹川武官房審議官か。現在、菅官房長官の秘書官事務取扱いになっているか。
- 4、2012年4月の内閣府大臣官房人事課長は田和宏氏で、人事課参事官は笹川武氏で、2013年4月の人事課長は井野靖久氏で、参事官は、笹川武氏か。
- 5、2012年の桜を見る会の時的人事課長(田和宏課長?)と参事官(笹川武氏?)、2013年の桜を見る会の人事課長(井野靖久課長?)と参事官(笹川武氏?)に、招待者名簿を管理簿に記載しなかった理由をそれぞれヒアリングして回答下さい。
- 6、桜を見る会が中止になった2011年と2012年の準備中であった招待者名簿も管理簿に記載すべきであった、とのことだが、それぞれの場合、それぞれの名簿の正式名称は、『招待者名簿』なのか『招待者予定名簿』なのか。桜を見る会が中止になり、実際には、招待されていない方々の名簿を『招待者名簿』と公文書で名付けるのか。それぞれの招待者名簿は完成していたのか、完成していなかったのか。もし完成していたなら、それぞれ何日の時点で、いかなる手続きにより、完成名簿になったのか。もし完成していなかったなら、なぜ完成していなかったのか。
- 7、本日、参議院予算委理事懇で提出されたような、『黒塗り』でなく、『白塗り』で文字を消した加工は、過去、内閣府において前例はあるか、それとも前例のない史上初か、調べて、回答下さい。

以上

## 第23回 総理主催「桜を見る会」追及本部ヒアリング 宿題項目

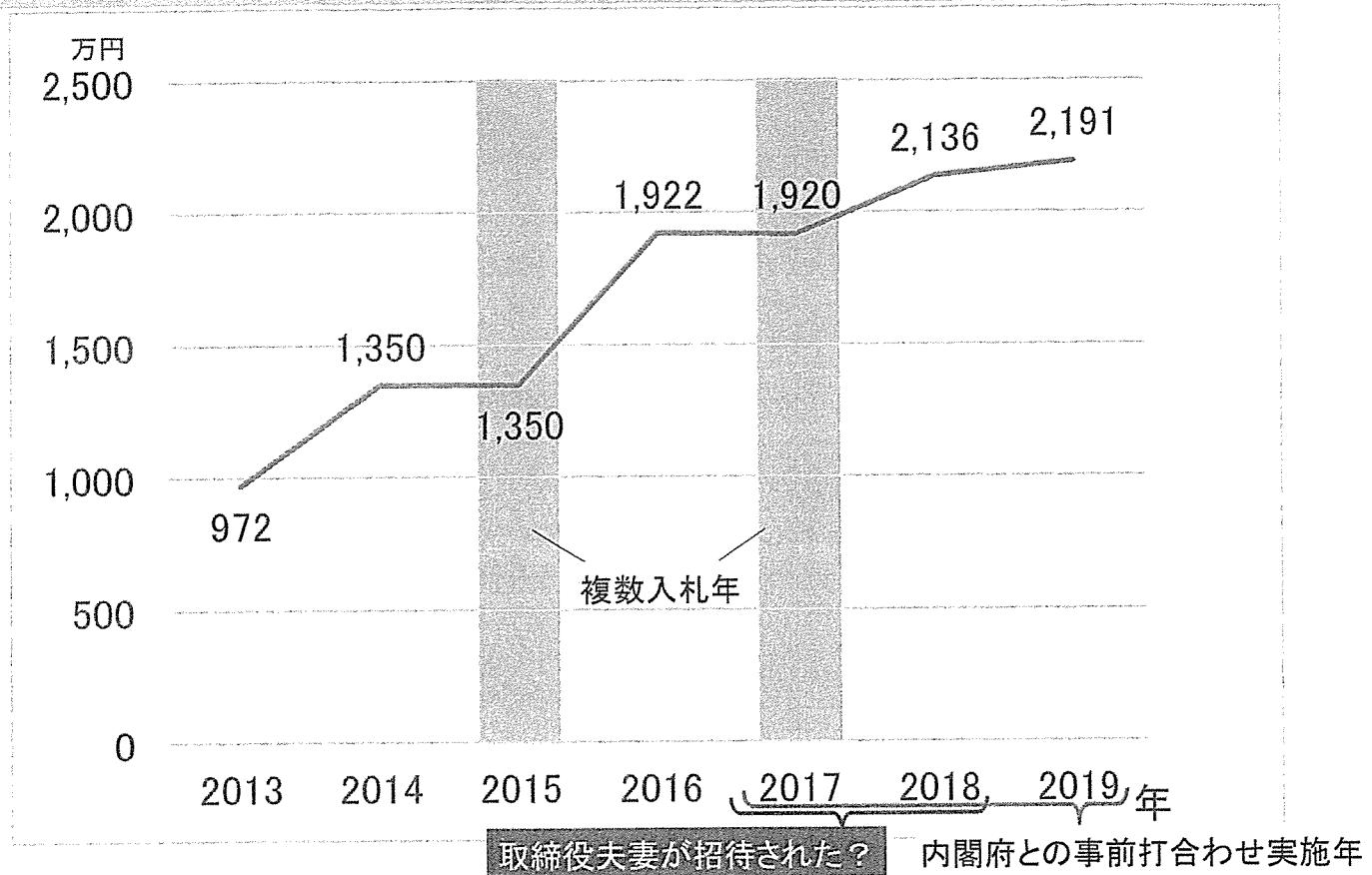
以下の質問について、1月17日（金）10:00までに文書でご回答ください。

(内閣府)

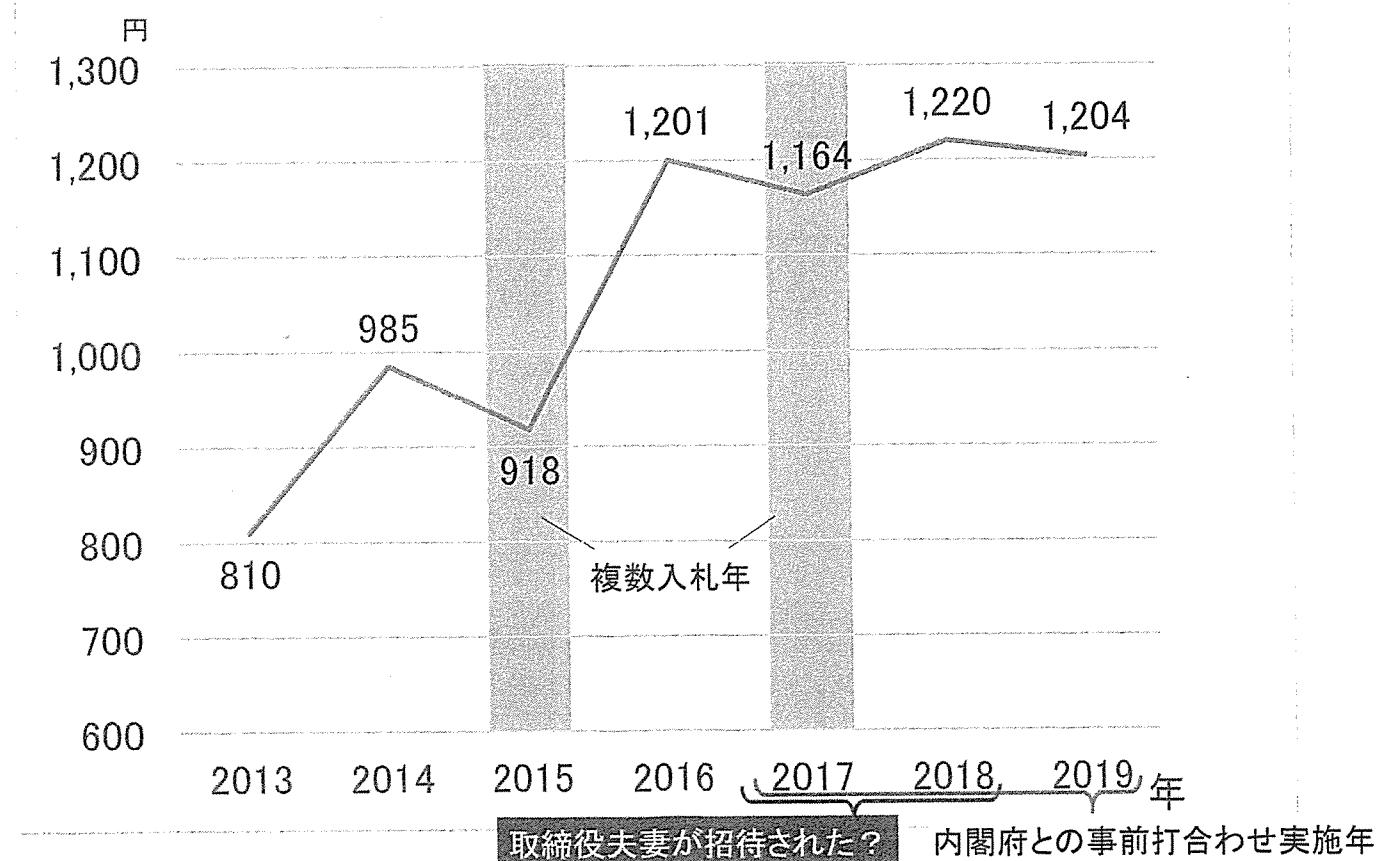
1. 2013年から5年間の「桜を見る会」の招待者名簿について
  - A. 宮本議員の質問主意書への12月17日付の答弁書にて「各文書の具体的な廃棄日等は不明である。」と記載がありますが、この答弁を作成する過程で廃棄簿・管理簿を確認したのかどうか調べて報告してください。
  - B. 電子データ廃棄に関わるログを調査・解析の上、ご提出下さい。
2. 令和元年10月28日の保存表改正について、文書管理責任者（人事課長）のご出席をお願いします。また、改正を総括文書管理者（大塚官房長）へ報告する際に使用した文書（第20回では酒田課長が見え消しの表との発言）を提出してください。
3. 保存表改正までの経緯について、改正が行われた時間を含めて時系列を明確にし、議論の内容を含めて文書で提出してください。「10月28日午後人事課から総務課にメモで報告があった」とするメモの提出をお願いします。
4. シンクライアントシステム導入に際し作成した提案依頼書（RFP）を提出してください。セキュリティ面での精査に時間がかかる場合、取り急ぎシステム導入時に企業と締結した契約書内の秘密保持契約に関する部分のみ提出してください。また、精査の過程で作られている文書を提出してください。
5. 8週間でバックアップデータが削除されるという根拠等について、CIO補佐官に確認してください。また、大臣官房情報化推進室長（内閣府PJMO責任者）のご出席をお願いします。
6. 平成31年度の招待者名簿の電子データ廃棄について、端末のログ、仕様書別紙12「データバックアップ管理及びログ管理一覧」、仕様書別紙26「サーバ使用状況一覧」を提出してください。
7. データの復元に関する文章を示してください。
8. 「桜を見る会」の招待者について、決裁を取っていた理由と取らなくなつた理由を当時の担当者に確認してください。また、平成22年以前と平成25年以降の決裁簿を提出してください。人事課の4月前後の部分のみで構いません。
9. 決裁規定を変更したことについての決裁文書を提出してください。さらに誰の指示を受けて変更したかについても教えてください。
10. 「桜を見る会」の招待者が年々増加したことについて、自分の推薦者が増えているという認識がいつ頃からあったのか、官房長官に確認してください。
11. 内閣官房で被推薦名簿を廃棄したのはいつですか。ログを提出してください。

12. 2013～17年に人事課記録調査係が作成した文書ファイルの数を教えてください。
13. 2013～17年の官房総務課の監査について、各年度の監査記録、抽出数等を詳細に教えてください。
14. 内閣府が昨年11月24日に参議院予算委理事懇に提出した推薦者名簿の38ページ目と、東京新聞に開示した、推薦部局、内閣総務官室、部局名、内閣官房内閣総務官室総理大臣官邸事務所と明記された資料の両方を配布してください。
15. 前項の文書について、参予算委への提出時に修正が入った際のプロセスを明確にして提出してください。
16. 内閣府・内閣官房で職員が懲戒処分になった事例を教えてください。公文書管理法および行政文書管理のガイドラインに違反して懲戒処分になった事例はありますか。
17. 1995年（平成7年）は阪神・淡路大震災を理由として「桜を見る会」は中止されていますが、この年に準備されていた招待者名簿は、管理簿に記載されていますか。

## 「桜を見る会」飲食物提供業者A社（7年連続） 契約金額の推移



## 「桜を見る会」飲食物提供業者A社（7年連続） 招待者一人当たり単価の推移



(単位：円)

○会場等設営業務（一般競争）	入札金額（税抜）	契約金額（税込）
(株)ムラヤマ	6,895,000	7,446,000
A社	7,800,000	
B社	12,737,400	

○飲食物提供業務（企画競争）	契約業者	契約金額（税込）
(株)シェーシー・コムサ	○	13,498,000
C社		
(株)シェーシー・コムサ	○	19,200,000
D社		

(単位：円)

## 「桜を見る会」

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
予算額(円)	17,180,000	17,180,000	17,666,000	17,666,000	17,666,000	17,666,000	17,666,000	17,666,000
支出額(円)			30,053,000	38,417,000	46,391,000	47,250,000	52,290,000	未確定
割合(%)			170.1	217.5	262.6	267.5	296.0	
差額(円)			12,387,000	20,751,000	28,725,000	29,584,000	34,624,000	
参加者数(人)		12,000	13,700	14,700	16,000	16,500	17,500	18,200
会場等設営業務	契約額(円)		7,446,600	10,525,032	14,509,152	15,422,400	16,416,000	18,144,000
	1人当たり(円)		544	716	907	935	938	99
	入札情報		一般競争	一般競争	一般競争	一般競争	一般競争	一般競争
	落札業者		(株)ムラヤマ	(株)ムラヤマ	(株)ムラヤマ	(株)ムラヤマ	(株)ムラヤマ	(株)ムラヤマ
飲食物提供業務	契約額(円)	9,722,000	13,498,000	13,498,000	19,222,208	19,200,000	21,355,312	21,913,23
	1人当たり(円)	810	985	918	1,201	1,164	1,220	1,200
	入札情報	企画競争						
	落札業者	(株)シェーシー・コムサ						

そういう団体がついて、そこに加盟しているところでさまざまな割引をしているんですよ。東京だと、各種のホテルで飲食や宿泊代が割引になつたり、いろいろなお店で、例えばミズノも一〇〇%で買えるとか、いろいろな特典があるんですね。

でも、そのことが、恐らく多くの方に周知がされていない。タクシーの割引券ももらったりするわけですから、そこをちゃんと伝えることが必要なかなと思うんですよ。

はがきで、こうやつて開いて。ですので、それだからと多分書き切れないんだろうと思つて、該当するような高齢者の方については封書で送るとかして、返納したらこういう特典があるんですよ。いうことをお知らせするような方法をとつたら、もっと返納して運転経歴証明書に切りかえるといふ人が出るんじやないかと思ひますが、いかがでしょうか。

い環境の整備を図ることは重要な課題であるといふふうに認識をいたしております。

自主返納者への支援は、都道府県警察、都道府県や市町村等の自治体、交通安全協会、民間事務者、あるいはこれらが連携することにより、さまざまな働きかけを行っていきます。

さまざまな形で行われているところでございまして、具体例を申し上げますと、バスやタクシー等の交通機関の割引、それから宅配サービスによる割引、商品購入時の割引、施設入場料の割引、廃棄費用の優遇など、官民でさまざまな支援が行われているところでございます。

委員御指摘のことより、これらの支援内容について広報啓発を行うことも大変重要であるというふうに思っておりまして、自治体、民間事業者等の支援内容をホームページに掲載しているほか、広報用パンフレット等を作成し、高齢者講習会

言つてハる方が多いんですね。

の人身事故の一・〇三%となつておりますて、お

者への支援の拡充、周知に積極的に取り組むよ  
ういふべきだ。まことに、今後とも、自主返納

う。警察を指導してまいりたいと思つております。

皆さんのところに資料をお配りをさせていただいております。一枚目を見ていただきたいためですが、どう書いてあるところ、自動車の運転をしている人の事故の要因でブレーキとアクセルの駆

示しの資料のとおり、若者による踏み間違い事故一千四十六件というものは全体の一になつてござります。

○初鹿委員 よく、周知をした方がいいといふとを言うと、ホームページに載せていましたと必ずそういう回答をほかのことでもするんですけれども、高齢の方ですから、なかなかホームページを見る方は少ないんじゃないかな。むしろ見ない人の方が圧倒的に多い。見ないからこそ返納した方がいいような方なのではないかなと思いますので、ぜひ、やはり周知の方法というのを考えてい

ただきたいと思います。  
先ほど浅野議員の質問の中で、交通事故の九割

ぐらいがヒューマンエラーによる事故だというお話をあります。これが、自動車がどんどん尊

詰がおりました。これが日暮れの車か。ハミ入されていくとその部分は相当数減つていくんだ。

うはいつても、自動運転の車がこれから出てきた

としても、買いかえなければ自動運転の車にならないわけですから、今車を持つていてる人たちが全

貰いができるようになるには、それはもう十年では済まないぐらいな時間がかかると思いますの

で、やはりこのピューマンエラーをいかに少なくしていくかというのは非常に重要なんだと思いま

最近ちょっと気になつてゐるのは、この数ヶ月

の間にアクセルとブレーキの踏み間違いの事故でかなり深刻な事故が起こっていて、それが高齢の

方が起こしているということで、このアクセルやブレーキの踏み間違えを高齢のドライバーが多く

する、むしろ高齢のドライバーがアクセルやブレーキの踏み間違いをしているというふうな印象

レーチの踏み間違いをしてしまったらしいが、少し強くなつてしまつてはいるような気がします。

す。いろいろな人と話したり、横で話をしている会話とかを聞いてみると、何となく、若い人から

すると、自分はそんなことはしないよね、何で踏み間違えちゃうのかねみたいな、そういうことを

第一類第一号 内閣委員会議録第十九号 令和元年五月二十四日

これが九百七十二万二千円ということなので、それも二十五年度のところで記載をさせていただいているのがこの資料であります。

これを見ていたぐとおわかりのとおり、予算額として計上しているのは一千七百六十六万六千円で、二十六年からずっと変わっていないんですよ。ところが、実際に支出した額というのは、二十六年が、この時点から予算額よりも多いんですよ、三千万なんですよ、約三千万。それで三十一年度は五千二百万を超えているというように、一・五倍ぐらいに金額がなつていて、予算額からすると三倍になつていてる。

こり予算よりよつと多くなつてますからね

この三算額の話をしたあとで、前年度の予算額を出し、なぜか少しだけ思つてゐる。この予算額を出すにあたつては、必ずしも予算額に応じた予算計上をするべきだと思つてゐる。そもそも予算の範囲内で事業は行うべきだと思つています。これができないんだたら、やはりきちんと実際に合う予算額を出す必要があると思つていますが、これは不適切だと思いませんか。それで、これは改善できませんか。

○井野政府参考人 お答えいたします。

桜を見る会につきましては、準備、設営に必要な最低限となる経費を前提に予算を計上していくところです。

他方、実際の開催に当たりましては、その時々の情勢を踏まえ必要な支出を行つており、結果的に予算額を上回る経費がかかつてゐるといふ点がございます。

来年度以降につきましては、これまでの予算計算上の考え方及び実際の支出状況などを踏まえつつ対応してまいりたいと考えております。

○初鹿委員 何か、結果として多くかかつたような言いの方をしているんですが、それはうそでしょ

何でかといふたら、会場設営業務、飲食物提供業務など、二つの業務を企業に受注させているわけですよね、入札をして。もうこの時点ですで金額がオーバーしているわけですよ。(つまり、

結果としてあえているんじやなくて、最初からできなハですよね。

の予算よりも多く支出することを決めてやつてしまふわけですよ。これはやはり不適切過ぎると指摘

をおせていただきます。

ですが、ずっと同じ会社がとり続けているんですよ。ずっと同じ会社なんですよ。

それぞれいきますけれども、まず会場等設営業務なんですが、二十六年は七百四十四万六千六百

円でした。それが、平成三十年になると一千六百万、三十一年は一千八百万と倍以上になるんですね。設営ですから、人數が、参加者の数があえ

れば、それなりに対応する人もふえるから多少ふえることはあり得るのかもしれませんけれども、

それにもかかわらず、金額は決して多くない。これが、この会員の特徴である。

一人当たりの金額を割り出してみます。そうしたら、二十六年は一人当たり五百四十四円だったのが、三十一年は九百九十七円と倍

になつてゐるわけですね。つまり、一人当たりの経費も上がつてゐる。こうやつてウナギ登りに

なつて いるん です よ。

また、私、非常に不可解だなと思つたのは、こ  
れは一般競争入札なんですが、実は、人しづきう

れり一船競争ノ本領にて、かくもん  
人と行われたのは二十六年だけで、次のページに  
入札の情報を載せておりますが、二十六年は確か

に三社応募していく、ムラヤマが落としているんですね。それ以降は一者応札なんですよね。ずっと

私は何が一番不可解かといふと、同じ業務を行  
うわけです、婆を見る会と。それで、きのう誰忍  
と二者なんです。

をしたら、参加者数は、入札を行う時点では前年よりふえるのかどうかわからないということなん

ですね。つまり前年と同じことをやるのに、このムラヤマという企業は前年よりも高い金額で入札しています。

しているんですよ。  
確認ですけれども、一般競争入札ですから、予定価格があつて、予定価格をオーバーしたら落札

○井野政府参考人 御指摘のとおりだと思つてお  
ります。

○初鹿委員 ここを皆さん考えてもらいたいんで  
すよ。前年やつたのと同じことをやる、入札で一  
番安い金額が落とされる、入札する時点では競争  
相手がいるかどうかわからない、その段階で前年  
よりも高い金額を毎年入れているんですよ。不自  
然だと思いませんか。入札の金額が前年よりも高  
い、そういう自信がなければ高い札は入れられま  
せんよ。まあ、二十六年は入札をしたから、もし  
かしたら予定価格よりもかなり安くとったかもし  
れません。しかし、これを見てください。二十七  
年が一千万だったのが、二十八年は一千四百万。  
前年と同じことをやるのに四百万円も高い金額を  
入れる。結構な勇気ですよね。これは、どう考え  
ても、この予定価格を知っていたんじゃないかと  
疑わざるを得ないような、そういう状況です。

ただ、それはわかりません。仕様書を見て、そ  
れで、仕様書の中身が違うのかもしれないです、  
新たな何か対応しなきゃいけないものがあえてい  
るのかもしれませんけれども、それにして、一  
人当たりの単価とかを考えても、これは尋常じや  
ないなどというふうに思うんですが、不自然だと思  
いませんか。

○井野政府参考人 お答え申し上げます。

同一業者が続いているとの御指摘でござります  
けれども、一般競争入札への参加はそれぞれの企  
業の判断によるものでございまして、当該業務に  
つきましては、公正な一般競争入札を経て、結果  
的に同一業者が落札しているというものでござい  
ます。

○初鹿委員 私が問題にしているのは、同じ業者  
がずっと落札していることを問題にしているん  
じやなくて、同じことをやつているのに次の年に  
高い金額を入れ札している、なぜ高い金額を入れ  
れるのかということが不自然じゃないのかと言つ  
ているんですね。

う、落札率をでは出してくれと言つたら、そうすると予定価格がわかるから公表できませんといふお答えだつたんですね。これはやはり不自然なので、落札率、予定価格が幾らだったのか、全て、もう済んだことですか、明瞭にしてください。いかがですか。

○井野政府参考人 終了した事業の落札率、予定価格につきましても、同種の契約の予定価格の額推が容易となりますので、非公表とさせていただいております。

○初鹿委員 それだと不可解なことがわからないうから、これは公表すべきだと思いますよ。

では、何で、毎年同じことをやるのに高い金額を入れられるのか、その根拠を教えてください。仕様書が明らかに変わつているようなどころがあるんですか。どこでこの予定価格が変わるのか。予定価格の決定は誰が行つて、積算はどうなったがやつているのか、どういう根拠があるのかと、うることをまず教えてください。

○井野政府参考人 予定価格の積算方法ですとかその決定過程の御質問でござりますけれども、予定価格は、その内容を公表することにより、予定する価格が類推され、公正な競争が阻害されるおそれがございますので、積算方法を含め、非公表とさせていただいております。

○初鹿委員 皆さん、これ、納得できますか。与党の皆さんも納得できますか。さすがに与党の皆さんだから、こんな同じことを毎年やっているのに、どんどん予定価格が上がつていって、その予定価格に合うように同じ業者が金額を上げて入札し続けている、これを不自然だと思わないでいらっしゃるが。本当に不思議ですよ。皆さん、多分、不自然だと思ってると思います。ぜひ、予定価格、済んだところでいいですから、公表することをお願いをいたします。答弁はもういいです。

では、次、飲食物提供業務の方に入ります。

ここも、ずっと同じ会社がやっているんですね。ただ、こちらは、一般競争入札ではなくて、企画

競争型の、企画提案型の、そういう入札になつておられます。二十七年と二十九年だけ別の会社が参加をしていますが、このジェーシー・コムサというところがずっと落札し続いているという構造なんですね。

先ほど示した二十五年の数字ですと、九百七十万円二千円なので、一人当たりの単価は八百十円なんですよ。ところが、三十一年になると、二千一百万近くになつていて、参加費で割ると一千二百四十四になるんですね。

皆さん、与党の先生方も、パーティをやられると思うので御理解していただけると思うんです。が、立食ですよね、立食パーティーでしたら参加者数がふえればふえるほど一人当たりの単価は下がりますよね、これは当たり前ですよね。ところが、参加者が一・五倍まではいいじゃないけれども、それくらいあえているにもかかわらず、二十五年から三十一年までの間に一人当たりの単価が一・四倍になつている。やはりこれは不自然だと思うんですよ。不自然だと思いませんか。

○井野政府参考人

お答えいたしました。  
毎年の接を見る会の開催に当たりましては、前年の実施状況などを踏まえ毎年見直しを行つております。その時々の必要な経費を計上しておられます。そこで、その時々の必要な経費を計上しておられます。飲食物提供業務につきましては、前年の状況などを踏まえながら、その年々の必要なものを提供するということでやつておるところでございます。

○井野政府参考人

人教等が異なつてゐるということがあります。  
○初鹿委員

どこが効率的なんですか。

○井野政府参考人

お答えいたしました。  
○初鹿委員

飲食物提供業務を企画競争でやるの

○井野政府参考人

飲食物提供業務が企画競争に

つまり、毎年金額があえているのは、この受注している企業が提案をして毎年金額があえているんです。その結果、二十五年は九百万だったものが、三十一年には二千百万になりてゐるんですね。これはさすがにちょっとやり過ぎだと思いませんが。これ、同じ予算なんですよ。予算はずつと千七百六十六万六千円なんですよ。これなのに、予算は変わつてないのに、九百七十万だったのが、二千百万になる、これは不適切だと思いませんか。

○井野政府参考人

お答えいたしました。  
その時々の状況を踏まえまして支出を行つておるところでございます。今後につきまして、予算の効率的な執行に向けて努力はさせていただきたいと思っております。

○井野政府参考人

人教等が異なつてゐるということがあります。  
○初鹿委員

どこが効率的なんですか。

○井野政府参考人

お答えいたしました。  
○初鹿委員

飲食物提供業務が企画競争になつておるところが、ちょっとやり過ぎだと思いませんが。これ、同じ予算なんですよ。予算はずつと千七百六十六万六千円なんですよ。これ、予算は変わつてないのに、九百七十万だったのが、二千百万になる、これは不適切だと思いませんか。

皆さん、与党の先生方も、パーティをやられると思うので御理解していただけると思うんです。が、立食ですよね、立食パーティーでしたら参加者数がふえればふえるほど一人当たりの単価は下がりますよね、これは当たり前ですよね。ところが、参加者が一・五倍まではいいじゃないけれども、それくらいあえているにもかかわらず、二十五年から三十一年までの間に一人当たりの単価が一・四倍になつている。やはりこれは不自然だと思うんですよ。不自然だと思いませんか。

○井野政府参考人

お答えいたしました。  
毎年の接を見る会の開催に当たりましては、前年の実施状況などを踏まえ毎年見直しを行つております。そこで、その時々の必要な経費を計上しておられます。飲食物提供業務につきましては、前年の状況などを踏まえながら、その年々の必要なものを提供するということでやつておるところでございます。

○井野政府参考人

人教等が異なつてゐるということがあります。  
○初鹿委員

どこが効率的なんですか。

○井野政府参考人

お答えいたしました。  
○初鹿委員

飲食物提供業務が企画競争に

なつておるところが、ちょっとやり過ぎだと思いませんが。これ、同じ予算なんですよ。予算はずつと千七百六十六万六千円なんですよ。これ、予算は変わつてないのに、九百七十万だったのが、二千百万になる、これは不適切だと思いませんか。

○初鹿委員 十分に分析でござりませんが、全く分析なんかできていません。これが、五年間で倍にも膨れ上がるような、予算が増大しているというのはやはり異常じゃないと思いまます。ほかの予算でありますか、こんな倍になるような。これは、しかも、さつま言つたように企画提案型で、ずっとこの一社しか提案をしていない状況が続いているわけですよ。それでどんどん金額が上がつてゐる。これはやはり不自然過ぎます。ぜひこはきちんと精査をしていただきたいと思います。

○井野政府参考人 お答えいたしました。  
一般競争入札あるいは企画競争という制度を同じ社に受注させ続けるというやり方で本当にいいんでしようか。

○井野政府参考人 お答えいたしました。  
○初鹿委員 飲食物提供業務を企画競争でやるのをやめたらどうですか。このやり方だと、業者の言ひなりといふか、業者が出してきた金額をそのまま認証するようになつて、何社かあればいいんですけど、一社でこのやり方というのは、やはり、予算の執行ということを考えると、ちょっと問題があるんじゃないかと思うんですね。

○井野政府参考人 お答えいたしました。  
○初鹿委員 前年食事が少ないからあやすといふやうですが、この入札の仕方を改めるといふことは検討できないでしょうか。それで、それが妥当だという判断を誰がしているんでしようか。

○井野政府参考人 今御指摘いたしましたような分析につきましては、必ずしも十分できていると思うのですが、この入札の仕方を改めるといふことは検討できないでしようか。それで、それが妥当だとそろえてきて、この計上の仕方が明らかに誤つてたということになりませんか。このやり方は誤つていただとお認めになつていただけませんか。

いずれにいたしまして、御指摘に引きよし

ては参考にさせていただきたいと尊えております。

○初鹿委員 皆さん、例年と同等の品質というお

答えが来たんですが、平成二十六年から三十一年までのこの五年間の間に、こんなに、一・五倍も金額が上がるくらいの物価が上昇してることはないですね。つまり、同等以上のことをしているからあえて、ことしは一万八千二百人にもなつてあるといふことだと思います。

先ほども言いましたけれども、入札の段階では人数があえるかどうかわからないで入札していきます。一応、要項では一万人程度という事になります。それが同行者もいたりするからあえて、ことしは一万八千二百人にもなつてあるといふことだと思います。

そう考える、同等以上になつていてるんじやないか、若しくは墨をふやしているんじやないかと思ひますが、そこはきちんと確認をした上で、この金額でお認めになつていてるんじやうか。

○井野政府参考人 お答えいたしました。

量でござりますけれども、毎年、前年の状況を踏まえながら、前年の状況に応じて必要な対応を次年には行っていく必要がありますので、例えば、前年に飲食物が少し不足感みだつたというようなことがあれば、少しことはあやそとかといったようなこともござります。

量と価格につきまして厳密な分析は十分にできておりませんけれども、適切に今後検討してまいりたいと考えております。

○初鹿委員 前年食事が少ないからあやすといふお話を今ありましたが、それだったら、予算額をきちんとふやして計上すべきじゃないですか。前年よりもふえるといふことがもうわかつていてるといふような簽弁ですね、足りないんだから。

だったら、毎年一千七百六十六万六千円ですつとそろえてきて、この計上の仕方が明らかに誤つてたということになりませんか。

このやり方は誤つていただとお認めになつていただけませんか。

○井野政府参考人 最初にお答え申し上げまし  
たけれども、機を見る会につきましては、準備、  
設営に必要最低限となる経費を前提に予算を計上  
してきましたところでございます。  
来年度以降につきましては、これまでの予算計  
上の考え方及び実際の支出状況などを踏まえつつ  
対応してまいりたいと考えております。

○初鹿委員 もう一回、ちゃんと答弁してもらい  
たいんですが、今までの実績から見ても、予算額  
よりもはるかに多くの支出をしているんですよ。  
必要な経費を計上していますということではない  
でしよう、明らかに。必要なものも惜せずに予算  
額を少なく見積もっているというか、少なく見え  
かけるように毎年同じ金額を出して、実際には、  
わからないようにどんどんふやしていったといふこ  
とじやないです。

これはやはり是正しないといけないと思います  
が、今までのやり方は間違っていたということを  
ここできちんと認めた上で、来年度からは前年度  
の実績に応じた予算を計上するということを約束  
してください。

○井野政府参考人 来年度以降でございますけれ  
ども、予算額の計上につきましては、財政当局と  
も相談していく必要がありますので、しっかりと  
と、そのところは、先ほど申し上げましたよう  
に、これまでの予算計上の考え方及び実際の支出  
状況などを踏まえつつ対応してまいりたいと考え  
ております。

○初鹿委員 財政当局と何を相談するんですか。  
○井野政府参考人 もちろん、予算計上に当たり  
まして、実際にかかる経費を、できるだけ効率的  
に行なうことが必要でございますので、それも含め  
まして、必要な相談をさせていただくということ  
でございます。

○初鹿委員 もう時間が来ましたので、最後に、  
もう一回、改めて聞きますが、今までの予算計上  
の仕方は間違った、認めてもらえないませんか。  
○井野政府参考人 繰り返しになりますけれど  
も、機を見る会につきましては、準備、設営に最

低限必要となる経費を前提に予算を計上していく  
ところでございます。

来年度につきましては、これまでの予算計上の  
考え方及び実際の支出状況などを踏まえつつ対応  
してまいりたいと考えております。

○初鹿委員 では、これで終わりますけれども、  
最後に、一つ委員長にお願いなんですが、先ほ  
ど、この会場等設営業務の入札の金額が非常に不  
可解だということを指摘しました。この入札的情  
報について、きちんと、まず予定価格の積算根拠  
も含めて資料を提出するように求めさせていただき  
たいと思いますが、いかがでしょうか。

○牧原委員長 後刻、理事会で協議をさせていた  
だきます。

○初鹿委員 では、よろしくお願ひします。

質問を終わります。

○牧原委員長 次に、浦野猪人君。

○浦野委員 日本維新の会の浦野です。よろしく  
お願いをいたします。

きょうは道交法の質疑であります、まさ、一つ  
目の質疑に入りたいと思ひます。  
過去に、運転中のスマートフォンが原因で死亡事  
故が起きました。その後、ゲーム運営会社が自主  
規制をしているというふうに聞いております。そ  
の部分のちょっと確認をしたいとのと、もう一点、  
私は、これは法律として制限する必要があるん  
じゃないかなというふうにも考えたんですけど  
も、その点の御意見を伺いたいと思ひます。

○北村政府参考人 お答えを申し上げます。  
御指摘の、スマートフォンが原因で死亡事故が起  
きたということがあります、愛知県におきま  
して、平成二十八年十月に、スマートフォン用  
ゲームアプリを操作しておりますトラック運転  
手が、横断歩道を横断中の小学生を死亡させると  
いう事故が発生いたしております。

このことに関しましては、同年十一月、愛知県に  
て、警察本部長が、このゲームアプリの運営事業者に  
対しまして、車両の運転中にこのゲームアプリが  
起動しない、又は操作できないよう、システム上

の措置を講じることなどを文書により要請したと  
ころでございまして、同年十二月、警察庁におき  
まして、このゲームアプリの運営事業者から聞き  
取りをしましたところ、一定の速度を超える速度  
で移動している場合には、このゲームアプリを操  
作することができなくなるようにシステム改修を  
行つたということで報告を受けていたところでござ  
います。

○浦野委員 法律としてこれを制限する必要はない  
かという部分の、政府でいろいろな検討があつ  
たのかどうのをちょっとお聞きしたいと思いま  
す。  
○秋本政府参考人 お答えいたします。  
運転中のスマートフォンの利用に関する規制に  
つきましては、道路交通法第七十一条第五号の五  
において、運転者の遵守事項として走らられてお  
りまして、一般的には道路交通法において措置さ  
れているものと認識をしております。

携帯電話事業者における対応といたしまして  
は、加速度センサーなどを備えたアプリケーション  
を開発いたしまして、移動中における端末の使  
用を抑制する機能を無償で提供しているものと承  
知しております。ただし、このようなアプリ  
ケーションをお使いになる場合、例えば、電車や  
バスなど公共交通機関で移動されている場合、あ  
るいはエスカレーターで移動中の場合にも、移動  
中であれば、一律に携帯端末の使用が抑制されし  
まつといったことや、消費電力が大きくて頻繁な  
充電が必要になるといった技術的な課題があるた  
めに、利用者サイドでなかなか十分に普及が進ん  
でいないというふうに聞いております。

次に、高齢者の運転による死亡事故が最近立て  
続けに起こりました。非常に残念な死亡事例もあ  
りますし、本当に胸の締まる思いであります。  
この自動運転というのは、今回の法案の更に向  
こうには、そういう事故をなくしていこうという意  
図もあると私は思っています。  
今、免許制度、例えば、私も今眼鏡をかけてい  
ますけれども、視力が基準以下の人は眼鏡をかけて  
なければ運転をしないいけないという制限が免許  
にはあります。免許は、そう思えばいろいろ制限  
があります。免許は、そう思えばいろいろ制限  
がありますけれども、視力が基準以下の人は眼鏡をかけて  
なければ運転をしないいけないという制限が免許  
にはあります。

既に、大型車両事業者におきましても、契約して  
いる利用者の方々に対しまして、自転車に乗つた  
り自動車を運転しながら操作をしない、歩きスマ  
ホをしないといった注意喚起を行つておられます。  
○北村政府参考人 お答えを申し上げます。

警察省といいたしましても、警察庁、消費者庁等  
の関係省庁と連携をいたしまして、こうした利用  
者向けの注意喚起に継続して取り組むよう、携帯  
電話業界に促してまいりたいと考えております。

○浦野委員 丁寧な答弁をありがとうございます。  
筆者によると、この件は、2019年5月24日の内閣委員会議録第十九号の記録である。議論の内容は、主に以下の通りである。

（略）

## 内閣府大臣官房人事課長と人事課参事官

H22 前川守 原宏彰

H23 前川守 原宏彰

H24 田和宏 笹川武

H25 井野靖久 笹川武

H26 小野田壯 嶋田裕光

H27 嶋田裕光 伊藤信

H28 嶋田裕光 伊藤信

H29 野村裕 酒田元洋

H30 村山裕 酒田元洋

H31 村山裕 相川哲也

現在の人事課長は吉岡秀弥